

第2次 伊佐市男女共同参画基本計画

概要版

計画策定の趣旨

誰もが人権を尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進するための基本的な計画として策定しました。

基本目標

一人ひとりの人権が尊重され

- 多様な生き方が選択でき、個性や能力を発揮できる社会づくり
- 誰もが安心して暮らすことができる社会づくり

計画の性格

- この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に基づく法定計画です。
- この計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」を包含しています。
- この計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項の規定に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」を包含しています。

計画の期間

令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間とします。なお、社会、経済環境の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。



鹿児島県伊佐市

重点項目

1 男女共同参画社会の形成に向けた教育・学習の推進

家庭、学校、職場、地域における慣行について、男女共同参画社会の形成を阻害すると考えられるものは見直しを進めるとともに、市民の主体的な行動が促進されるよう広報、啓発を推進し、社会全体で男女共同参画についての理解を深める教育、学習に取り組みます。

- 1 固定的な性別役割分担意識解消のための啓発の推進、制度や慣行の見直し
- 2 学校教育における男女共同参画の推進
- 3 性の多様性の理解促進

重点項目

2 男女ともに能力を発揮し希望する働き方ができる環境整備（女性活躍推進計画）

男女の働き方や暮らし方に様々な影響を及ぼし、女性の活躍を阻害する要因を取り除き、性別にかかわらず一人ひとりの働き方、暮らし方の多様な選択が尊重されるとともに、仕事と生活の調和が図れる就業環境の整備促進に向けて取り組みます。

- 1 男女の均等な雇用の機会と待遇の確保
- 2 仕事と生活の調和の実現に向けた取組の促進
- 3 男性の意識改革と家事・育児等への参画促進

重点項目

3 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大（女性活躍推進計画）

男女が、社会のあらゆる分野における様々な活動に、対等な立場で参画することが必要であるため、あらゆる分野の政策・方針決定過程に、多様な立場の人が参画していくことができる環境整備に取り組みます。

- 1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図る取組の促進
- 2 農林水産業や商工業等の分野における女性の参画拡大を図る取組への支援
- 3 女性の人材育成に関する支援

重点項目

4 生涯を通じた男女の健康支援

心身及び心身の健康についての正しい知識と情報を入手できるようにすることに加え、女性においては、妊娠、出産、更年期疾患を経験する可能性があるなど、生涯を通じて男女が異なる健康上の問題に直面することについて十分に配慮し、心身の健康支援や意識啓発活動に取り組みます。

- 1 生涯にわたる男女の健康の包括的支援
- 2 妊娠・出産等に関する健康支援と性に関する正しい理解の促進
- 3 スポーツを通じた生涯にわたる健康づくりの推進

重点項目

5 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶（DV防止・支援基本計画）

暴力の背景や構造について正しい理解を広め、市民一人ひとりの暴力を許さない意識の醸成を図るとともに、被害者が相談しやすい環境づくりを進め、被害の潜在化を防止し、関係機関等との連携により、被害者の立場に立った迅速かつ適切な対応に努め、総合的で切れ目のない被害者支援に取り組みます。



- 1 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援
- 2 デートDV、性犯罪・ストーカー行為等への対策及び被害者支援

重点項目

6 生活上の困難や課題を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備

高齢化の進行、非正規雇用労働者の増加等を背景として、複合的な要因により生活上の困難を抱える人の増加がみられる中、様々な困難や課題に直面している人々が安心して暮らせるよう、男女共同参画の視点を踏まえた環境の整備に取り組みます。

- 1 ひとり親家庭等への支援
- 2 障害のある人や高齢者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備
- 3 生活困窮状態にある人に対する自立に向けた支援及び就業・生活の安定に向けた取組

重点項目

7 男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくりの推進

地域社会を取り巻く状況の複雑化等に伴った地域課題の解決に関し、地域コミュニティに期待される役割は大きくなっています。このため、様々な立場を生きる人々が共に生きていくことを支えるといった、人権尊重と男女平等を基盤とする、男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくりの推進に取り組みます。



- 1 男女共同参画の視点に立った地域コミュニティの基盤づくり
- 2 男女共同参画の視点に立った地域防災の推進

計画の推進

市は

市の各課においては、基本目標の実現につながる「施策の具体的内容」に沿った各種の実施事業を展開するに当たり、男女共同参画の視点を踏まえた配慮をした上で、連携して総合的に取組を進めます。



市民は

男女共同参画社会の形成に向けた取組は、市民一人ひとりの、家庭、地域、職場等の生活のあらゆる場面における行動にかかっています。

市民全体の連携、協働により男女共同参画が推進されるよう、市民の皆さまで取組を進めましょう。





用語解説

●男女共同参画社会

すべての人々が、その人権を尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会であり、男女共同参画社会基本法第2条第1号においては、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されている。

●固定的性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

●ドメスティック・バイオレンス (DV)

配偶者や恋人、元配偶者、以前交際していた恋人など、親密な関係にある者又はあった者（パートナー）からふるわれる暴力のこと。殴る・蹴るといった身体的暴力だけでなく、怒鳴る・無視する・交友関係を監視するといった精神的暴力、生活費を渡さない・働かないといった経済的暴力、性行為を強要する・避妊に協力しないといった性的暴力など様々な形態がある。

●性自認

主観的な性別で、「自分は女である。」「自分は男である。」など、その人が自分の性をどのように認識しているか、ということ。「こころの性」と呼ばれることもある。

●ジェンダー

「社会的、文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれついで生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

●仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

誰もが、仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発など、様々な活動を、人生の段階に応じて自分の希望するバランスで実現できる状態のこと。

●デートDV

結婚していない親密な関係にある男女の間に起きる暴力で、一般的に「デートDV」といわれている。配偶者からの暴力と同様、殴る・蹴るといった身体的暴力だけでなく、怒鳴る・束縛するといった精神的暴力、お金を返さない・お金やプレゼントを要求するといった経済的暴力、性行為を強要する・避妊に協力しないといった性的暴力など、様々な形で起こる。

●性的マイノリティ（性的少数者）

恋愛対象が同性や両性の人、「こころの性」と「からだの性」が一致しない人、あるいは「こころの性」がはっきりしない人などのことを指す。

第2次伊佐市男女共同参画基本計画（概要版）

令和3年3月策定

第2次伊佐市男女共同参画基本計画の詳細は、伊佐市ホームページでご覧いただけます。

伊佐市 企画政策課 地域活力推進係
〒895-2511 伊佐市大口里1888番地
TEL 0995-23-1311 FAX 0995-22-5344
URL <https://www.city.isa.kagoshima.jp/>
E-mail kikaku@city.isa.lg.jp